

「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・ワーキングチーム 設置規程

制 定：令 和 4 年 1 月 25 日
「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・
地方支分部局レベル会合幹事会決定
(最終改正：令和4年4月12日)

(趣旨)

第1条 この規程は、「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・地方支分部局レベル会合幹事会運営要領(令和3年9月21日「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・地方支分部局レベル会合幹事会決定)に基づき、北海道地域における脱炭素の取組を地方支分部局間の円滑かつ柔軟な連携の下、効果的に推し進めるため、横断的な組織としてワーキングチームを設置すること及び運営することに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 幹事会は、複数の地方支分部局で連携して取り組むことが効果的と考えられる課題について、当該課題に関連がある幹事会構成員からの申請により、ワーキングチームを設置することができる。

- 2 前項の申請は、一の課題につき一のワーキングチーム設置申請書(様式第1号)を作成し、「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・地方支分部局レベル会合事務局(北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室。以下「事務局」という。)に提出することにより行う。
- 3 前項について幹事会の承認があったときは、事務局はホームページにおいてワーキングチームの設置を公表するものとする。

(リーダー、サブリーダー及びメンバー)

第3条 ワーキングチームは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

- 2 リーダーは、ワーキングチームを代表し、会務を統括する。
- 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 メンバーは、必要に応じて、幹事会構成員が属する国の機関以外の行政機関、その他の団体に属する者又は個人を加えることができる。

(活動状況の報告)

第4条 ワーキングチームは、必要に応じて、「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・地方支分部局レベル会合において活動状況の報告を行うものとする。

- 2 事務局は、ワーキングチームの求めに応じて、当該活動状況の内容をホームページに公表するものとする。

(ワーキングチームの解散)

第5条 幹事会は、ワーキングチーム設置目的の達成その他の理由により当該ワーキングチームを解散することができる。

- 2 ワーキングチームを解散しようする場合、当該ワーキングチーム設置の申請を行った幹事会構成員は、その旨を事務局に報告しなければならない。
- 3 事務局は、前項の規定による報告を受けた場合は、幹事会に報告するとともに、報告内容に応じて必要な措置をとるものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、ワーキングチームの運営等に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月12日から施行する。

様式第1号（第2条第2項関係）

ワーキングチーム設置申請書

令和 年 月 日

「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・
地方支分部局レベル会合事務局 宛

申請構成員氏名

ワーキングチームを設置したいので下記のとおり申請します。

記

名称	
設置目的	
活動内容	
設置期間	
リーダー等	リーダー : 職位名を記載 サブリーダー : 〃 メンバー : 部署名を記載
庶務担当課	担当課 : 担当者 : 連絡先 : 電話 メール

【申請書提出先】

北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室
メール : CN-HOKKAIDO@env.go.jp